

プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意！

～「購入したカードに記載された番号を教えて」は危ない！～

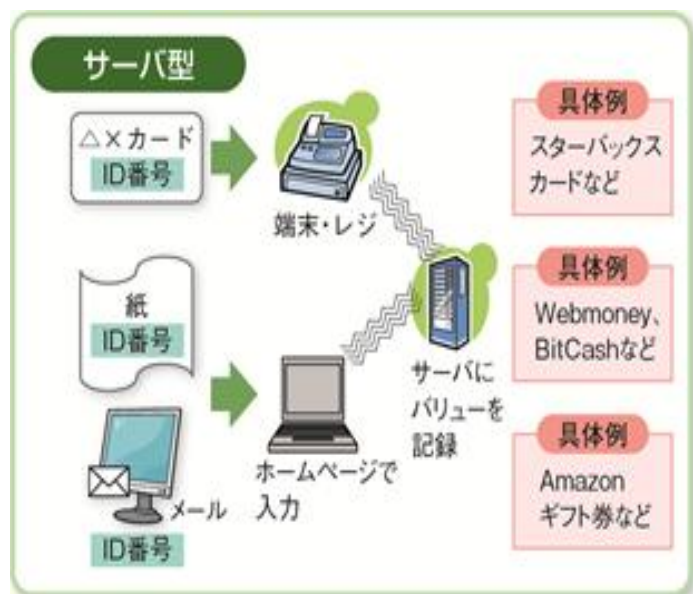
【相談事例1】

パソコンで無料のアダルト動画サイトの画像をクリックし、年齢を入力してクリックした。すると突然「入会完了」と10万円の料金を請求する画面が出た。サイトへ「入会するつもりはなかった」ので電話をしたところ、「本当は16万円のところを10万円にしているので、退会するなら10万円を払ってほしい」と言われた。仕方なく支払うことにして、サイトの指示にしたがってコンビニへ行き、店頭で販売されていた数万円のプリペイドカードを5枚購入した。購入したらサイトへ電話をかけるように言われていたので電話をかけて、プリペイドカードの発行番号を5通り伝えた。支払ってしまった分についてはあきらめるが、今後何か起きないか心配だ。

このように、プリペイドカードの購入を指示する手口が出てきています。プリペイドカードは様々なところで広く販売されていることから、詐欺業者がこのような手口でプリペイドカードを消費者からだまし取るトラブルの拡大が懸念されます。

普段、プリペイドカードを利用しない消費者にとって、カードそのものを相手に渡していないので安心してしまいがちですが、購入した金額（価値）を発行会社のサーバ型で管理する「サーバ型」プリペイドカード（注）の場合、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡したことと同じです。後になって架空請求等によりだまされたことに気づいても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

（注）サーバ型プリペイドカードは、その価値がカード自体ではなくプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録されるものです。物理的なカードが発行されるとは限らず、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できるものがあります。これら「サーバ型」プリペイドカードは、コンビニエンスストアや量販店等、様々なところで広く販売されています。



【相談事例 2】

一昨年、友人に紹介されたエステ店で「1年間無料でエステができる話がある」と言われた。「無料でエステを受けるためには40万円の化粧品一式の契約をすることが必要だが、その費用はエステ店が毎月引き落とし日に合わせて口座に入金するので、実質無料」という説明を受け、化粧品一式の契約書にサインをした。支払いのため、業者の指示どおり、クレジットカードを作成し、通販サイトで電子ギフト券40万円分を購入し、業者のメールアドレスに送付した。業者から口座への入金が一回もないまま、連絡が取れなくなってしまい、業者に指示されてリボルビング払いにした電子ギフト券の代金を自分で支払っている。忙しくエステは受けていない。化粧品一式は後日自宅に届けると言われたが届かなかった。だまされたので支払った代金を返金してほしい。

このように、手元に現金がない消費者が「自身のクレジットカードを使ってプリペイドカード（電子ギフト券）を購入するよう指示された」などの場合には、クレジットカード会社から請求を受けても支払うことができないという事例もみられます。クレジットの支払状況は情報としてクレジットやローンの審査の参考にされますので、クレジットカードの支払いを滞納していると、今後、クレジットやローンの契約をする際に影響が出ることも考えられます。

【消費者へのアドバイス】

1. 覚えのない請求等に簡単に返信したり連絡しない
2. 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしない
3. プリペイドカード番号等を伝えてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡する
4. 不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに消費生活センターに相談する

(国民生活センターHP から一部引用)

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）**042-631-5455**

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階
☎631-5456 FAX643-0025